

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-508228(P2005-508228A)  
【公表日】平成17年3月31日(2005.3.31)  
【年通号数】公開・登録公報2005-013  
【出願番号】特願2003-541894(P2003-541894)  
【国際特許分類】

**A 6 1 L 9/20 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 L 9/20

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月9日(2005.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

紫外線を使用して空気を殺菌する装置であって、  
入口端部、末端方向で対向する出口端部、空気に接触する内部表面、及び外部表面を有する空気入口チューブ；  
空気入口チューブの表面の少なくとも一部上に位置する全内部反射構造；  
空気入口チューブのまわりに位置する空気収容容器；  
紫外線の空気収容容器の透過を可能にするが空気を透過させない紫外線窓；  
前記紫外線窓を通過し、空気入口チューブの内部表面に衝突する紫外線を提供する高強度紫外線ランプ；及び  
(f) 空気収容容器から延びる空気出口；  
を有することを特徴とする装置。

【請求項2】

前記空気入口チューブは紫外線等級シリカガラスから構成されることを特徴とする請求項1の装置。

【請求項3】

前記全内部反射構造は空気入口チューブの外部表面に沿って延びる複数のプリズム光ガイドを有することを特徴とする請求項1の装置。

【請求項4】

フィードバック機構としての空気収容容器内へのびる紫外線センサを含む警報手段を更に有することを特徴とする請求項1の装置。

【請求項5】

前記空気出口からの空気通路内にオゾンを変換するための触媒フィルタを更に有することを特徴とする請求項1の装置。

【請求項6】

殺菌されるべき空気が前記空気入口チューブ入口端部へ入る前に汚染物を除去するための空気フィルタを更に有することを特徴とする請求項5の装置。

【請求項7】

前記空気入口チューブの空気通路中に配置される偏向ミラーを更に有することを特徴とする請求項1の装置。

